

鳥取県告示第154号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成21年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
441	鳥取銀行北条支店	名称	鳥取銀行北条支店	鳥取銀行北条出張所	平成21年3月23日
405	鳥取銀行赤碕支店	〃	鳥取銀行赤碕支店	鳥取銀行赤碕出張所	〃
459	鳥取銀行皆生通支店	〃	鳥取銀行皆生通支店	鳥取銀行皆生通出張所	〃
499	鳥取銀行岸本支店	〃	鳥取銀行岸本支店	鳥取銀行岸本出張所	〃